

平成28年度国の予算 並びに施策に関する要望書

岐阜県町村会

要　望　事　項

【重　点　要　望】

1. 地方創生の推進	1
2. 町村財政基盤の確立	1
3. 国民健康保険制度の安定的運営	3
4. 原子力発電施設の安全体制確立	3
5. 東海環状自動車道の早期完成、東海北陸自動車道の4車線化の促進 及び濃飛横断自動車道の事業推進	5
6. 道路網の整備促進及び維持管理財源の確保	5
7. 地域交通対策の推進	6
8. 亜炭鉱廃坑対策の拡充	7

【一　般　要　望】

I 地方分権改革関係	
1 道州制は絶対に導入しないこと	8
II 町村財政対策関係	
1 地方債の充実改善	8
III 地震防災対策関係	
1 火山防災対策の推進	9
IV 少子化対策関係	
1 少子化対策の推進	9
V 福祉・医療関係	
1 介護保険制度の広域化の推進及び公費負担の見直し	10
2 地域医療の確保	10
3 胃がん検診の安全性の確保	11
VI 教育・文化・スポーツ関係	
1 教育行政の推進	11
VII 交通・通信の整備、情報化関係	
1 社会保障・税番号制度の円滑な導入	13
VIII 治水対策・砂防事業関係	
1 災害から守るための河川の整備促進	13
2 新丸山ダム建設事業の促進	14
3 砂防事業の推進	14

IX 生活環境施設関係	
1 簡易水道施設整備費補助制度の充実	14
2 高度処理対策の推進	14
3 合併浄化槽設置の普及推進	15
X 農業・農村振興対策関係	
1 農業・農村対策の推進	15
2 野生鳥獣被害防止対策の推進	16
XI 森林・林業振興対策関係	
1 森林整備の推進	17
XII エネルギー対策関係	
1 水源地域の振興対策の拡充	17
2 住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金の復活	18
3 公共施設の低炭素化に係る財政措置	18
XIII その他	
1 過疎対策事業債の必要額の確保	18
2 地籍調査事業の推進	18
3 公共施設の耐震化等に対する補助の拡充	19
4 社会資本整備総合交付金の確保及び都市再生整備計画事業の拡充	19
5 所有者不明の不動産に係る関連法等の整備	19
6 クロバネキノコバエの大量発生への対策	19

【重 点 要 望】

1 地方創生の推進

国においては、人口減少の克服と地方創生に向けて、2060年に1億人程度の人口を確保する「長期ビジョン」と今後5カ年の政策目標・施策を策定する「総合戦略」を策定した。

町村は自ら知恵を絞り、住民と一体となって、人口減少の克服と地域の活性化に資するよう、「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」を策定し、その実現に向けて取り組んでいくこととなるが、国においては、対策の障害となる規制の撤廃、縦割りの弊害の除去、地方分権の更なる推進を強力に進める必要がある。

よって、国は地方創生を推進するために必要な次の事項を実現するよう強く要望する。

- (1) 町村は今後、地域資源を掘り起こし、有効活用することで雇用の場を増やすとともに、子育て、学校教育、地域活動等で幅広く世代間の連携を強化し、外からのひと・技術等を積極的に活用して、都市との共生と交流を進めるなど、まちづくりになお一層取り組んでいくことから、町村が実施するこれらの施策に対して、制度的及び財政的に支援すること。
- (2) 新たに創設する交付金については、町村が総合戦略に基づいた政策目標達成のため、新たな発想や創意工夫を活かした事業に柔軟かつ積極的に取り組んでいけるよう、既存の補助制度では対応が難しい複合的な事業や、多様な主体による協働あるいは自治体間の連携による事業などにも幅広く活用できるよう、各省縦割りの補助金ではなく、自由度の高い包括的なものとすること。

また、その内容や規模については、地方の意見等を十分に踏まえて更なる検討を進めるとともに、少なくとも当面5年間を見据えて施策展開を図れるよう継続的なものとすること。

- (3) 東京一極集中の是正は、国土の災害対応力の強化、エネルギーの効率的利用等の観点からも重要な課題であり、政府機能の移転、本社移転など総力をあげて抜本的な対策を講じること。

2 町村財政基盤の確立

町村は、地域経済の低迷で財源が乏しい中、医療・福祉・教育施策の推進等、各般の政策課題に的確に対応する重要な役割が求められている。また、少子高齢化の急速な進展に伴い、社会保障関係経費の増嵩に加えて、借入金の償還負担が高水準で続き、将来の財政運営が圧迫されることが強く懸念される。特に町村財政は、自主財源に乏しく財政基盤が脆弱なことから、財政構造は一段と硬直化してきている。

このため、極めて厳しい財政状況の下、自らも懸命に自主財源の確保及び人件費や投資的経費など歳出を削減して財政改革に取り組んでいるところであるが、町村が、より自主的・主体的な地域づくりに取り組むとともに、地域の実情に応じた社会保障サービス、住民の命を守る防災・減災対策を実施するためには、地方の社会保障財源の安定的確保、税源配分のあり方の見直しと偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築、地方交付税の総額の確保など、

地方自主財源の大幅な拡充による町村財政基盤の確立が不可欠である。

よって、国は次の事項を実現するよう強く要望する。

(1) 地方交付税総額の確保

町村が人口減少の克服と地方創生のため、様々な施策を着実に実施していくためには、継続的に安定した自主財源の確保が必要であり、特に地方交付税総額の安定的確保が不可欠である。そのため、「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充するとともに、「歳出特別枠」及び「別枠加算」を堅持し、地方交付税等の一般財源の総額を確保すること。

なお、「まち・ひと・しごと創生事業費」に係る地方交付税の算定にあたっては、今後徐々に取組みの成果（成果指標）による算定方式にシフトする方向で議論されているが、条件不利地域や財政力の弱い町村において、人口減少の克服・地方創生の目的を達成するためには、長期にわたる取り組みが必要であることを十分考慮すること。

また、合併による行政区域の広域化を反映した算定項目の見直しが進められているが、合併により増大した経費を十分に把握し、的確に反映すること。

(2) 法人実効税率の引き下げに係る代替財源の確保

法人実効税率については、今後さらに20%台までの引き下げを目指すこととされているが、その場合には、課税ベースの拡大等、あくまで法人課税の枠組みの中で所要の地方税財源を確保することを大前提とすること。

(3) 自動車取得税の廃止に伴う代替財源の確保

消費税10%引き上げ時における自動車取得税の廃止に伴う自動車税及び軽自動車税の環境性能課税の実施など車体課税の見直しについては、市町村財政の減収をきたさないことを前提として制度設計するとともに、自動車重量税のエコカー減税の見直しについても、市町村財政に影響を及ぼさないようにすること。

また、軽自動車税のグリーン化特例の見直しにあたっては、税収の確保にも十分留意すること。

(4) 債却資産に係る固定資産税の堅持

債却資産に係る固定資産税については、町村の重要な財源であり、国の経済対策等の手段として見直されることとなれば、町村財政に多大な支障が生じることから、現行制度を堅持すること。

(5) ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防災対策、農業・水質調査等の環境対策、消防・救急など所在町村特有の行政需要に対応するとともに、地域振興をはかる上でも貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

(6) 地球温暖化対策等のための地方税財源の確保

地球温暖化対策のための税は、その使途を森林吸収源対策にも拡大するとともに、その一部を森林面積に応じて譲与するなど、町村が果たす役割を適切に反映した地方税財源の

充実・強化のための制度を速やかに構築すること。

3 国民健康保険制度の安定的運営

国民皆保険制度の基盤をなす市町村国保の加入者は、高齢化の進展に伴い年金受給者を主とする無職者の割合が増加するとともに、社会経済情勢の変化により被用者保険に加入できない失業者・非正規雇用者・長期療養者等も増加している。

加入者の所得額に対する保険料(税)負担の割合は被用者保険の加入者と比べ著しく高くなっている、これ以上の保険料(税)の引き上げ及び一般会計からの繰り入れは、もはや限界に達する等、困難な状況となっている。

こうしたことから、平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担うこととされたが、新たな制度施行に向けては課題が山積している。

よって、国は次の事項を実現するよう強く要望する。

- (1) 国民皆保険を堅持するためには、負担と給付の公平が不可欠であり、都道府県を軸とした保険者の再編・統合を推進し、公的医療保険を全ての国民に共通する制度として医療保険制度の一本化を図ること。
 - (2) 今回の国保改革に際して、被保険者に混乱が生じないよう、システムの開発など十分な準備期間を確保し、情報を早期に提供すること。
- また、町村は現行制度と同様の事務を担うことが規定されているが、町村の事務効率化や共同処理の推進等、都道府県と町村の役割分担のあり方を含め、町村の業務を改善すること。
- (3) 今回の国保改革に際しての保険料（税）の平準化にあたっては、市町村と十分に協議するとともに、受診機会の相違等による医療水準の格差を考慮するために「調整交付金」を利用して段階的に進めること。
 - (4) 社会保障・税一体改革による国保財政基盤の強化（保険基盤安定制度及び保険者支援制度の拡充）の実施とともに、国庫負担割合の引き上げを行うなど更なる国保財政基盤の拡充・強化を図ること。

4 原子力発電施設の安全体制確立

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の重大な事故は、原子力発電所の安全性に対する信頼を大きく損ね、多くの住民の長期避難、飲食物の摂取制限など国民に多大な不安と不便を強いることとなっただけでなく経済的にも多大な影響をもたらす結果となった。

加えて、近い将来発生が予想される南海トラフの巨大地震による原子力発電所事故が懸念される中、政府は原子力発電所の再稼働を進めている。

原子力発電施設の安全審査については、新規制基準のもと原子力規制委員会において審査が進められているが、再稼働に係る手続きについては、未だルール化されていないのが現状で

ある。

特に岐阜県は、福井県の原子力発電所の風下に位置しており、多くの県民から不安の声が上がっている。

よって、国は、次の事項を実現するよう強く要望する。

(1) 原子力災害対策指針の充実・強化

① U P Z外の地域の防災体制の充実・強化

- ・原子力災害対策指針では、U P Z外の地域において、緊急時には屋内退避や一時移転、安定ヨウ素剤の服用の可能性が示されている。広く国民の安心・安全を確保する観点から、U P Z外の地域においても、防護措置の実施に必要な資機材の整備など事前対策の充実・強化を図ること。
- ・U P Z外の地域において、きめ細かな防護措置が実施できるように、地方自治体が講ずる対策について、所要の財源措置を行うこと。

② 屋内退避の有効性の検証と具体的な実施方法の明示

U P Z外の地域においても、必要に応じて屋内退避を実施するとしているが、長時間ブルームが外に存在した場合には、その影響を受ける可能性があるため、こうした場合の屋内退避の有効性について、更に検証を行うこと。

③ 緊急時モニタリングの具体的な実施方法の明示

- ・U P Z外の地域においては、国が走行サーバイや航空機モニタリングを実施するとしているが、その具体的な実施方法が示されていないことから、これを明示すること。
- ・継続検討事項とされている中期モニタリング及び復旧期モニタリングのあり方について早急に示すこと。

④ 安定ヨウ素剤投与の判断基準と具体的な配布方法の明示

改定された原子力災害対策指針において、安定ヨウ素剤については、屋内退避との併用が削除され、一時移転との併用が示されたが、この場合の服用の判断基準や具体的な配布方法について示されていないことから、これを明示すること。

(2) 新規制基準の厳格な適用等

① 新規制基準の厳格な適用と国民へのわかりやすい説明

新規制基準を厳格に適用した審査を行うとともに、その結果について国民全体にわかりやすく説明すること。

② 原発敷地内の破碎帯調査の速やかな実施

もんじゅや美浜原発の破碎帯について、速やかに結論を出すとともに、調査過程、調査結果を国民全体に明らかにすること。

③ 再稼働の判断にあたっての丁寧な説明と手続きのルール化

再稼働に当たっては、安全性やエネルギー政策上の必要性等について、国民全体に丁寧に説明すること。

また、地元自治体への説明など再稼働に係る一連の手続きについて、ルール化して示す

こと。

5 東海環状自動車道の早期完成、東海北陸自動車道の4車線化の促進及び濃飛横断自動車道の事業推進

東海環状自動車道は、岐阜県、愛知県、三重県の沿線市町を環状に連結し、東名・名神高速道路、中央自動車道等と一体となって、広域的なネットワークを形成する、極めて重要な高規格幹線道路である。

東回りルートについては、平成21年4月に全線が開通し、地域社会や経済の活性化に大きな効果をもたらしている。

西回りルートについては、平成24年9月に大垣西ICから養老JCT間が開通、供用開始されており、同年11月には（仮）大野・神戸ICの建設工事も着手され、地域経済活性化等に大きな期待が寄せられている。

東海北陸自動車道は、東海地域と北陸地域を直結することから、物流や観光産業振興等のために大変重要な道路となっているが、平成20年の全線開通以降、交通量の増大により、交通渋滞や事故が大幅に増加している。このため、交通渋滞の緩和や対向車との事故防止をはじめ、豪雨災害、南海トラフの巨大地震などの大規模地震の発生による災害時緊急輸送道路及び代替迂回路等の役割も期待されている。

濃飛横断自動車道は、中央自動車道と東海北陸自動車道を結び、リニア中央新幹線岐阜県中間駅のアクセス道路として、非常に重要な道路である。

よって、国は次の事項を実現するよう強く要望する。

(1) 東海環状自動車道は、広域地域間交通を円滑に処理し、地域経済の発展に大きく寄与する最重要路線であることから、重点的に予算を配分し平成32年度末までに全線完成させるとともに、各IC間の開通見通しを早期に公表すること。

併せて、東海環状自動車道に直結するアクセス道路等を早期に整備すること。

(2) 東海北陸自動車道白鳥IC～飛騨清見IC間の4車線化を平成30年度までに完成させること。

また、飛騨清見IC～小矢部砺波JCT間の4車線化を早期事業化すること。

(3) 濃飛横断自動車道の下呂～中津川間の早期事業化を図ること。

6 道路網の整備促進及び維持管理財源の確保

公共交通機関に恵まれない地方部においては、道路は地域住民の生活に欠かせない社会基盤であり、地域が自立し活性化していくためにも必要不可欠なものである。また、東日本大震災での復興においても道路の必要性は改めて認識されたところであり、近年、多発するゲリラ豪雨における土砂災害、近い将来発生が予測される南海トラフの巨大地震に対応していくためにも、道路整備は一刻の猶予も許されない。

このため、災害に強い道路ネットワークの整備促進は、経済の活性化と地域住民が安心し

て生活できる災害に強い地域づくりのために、緊急かつ計画的に道路整備を進めることが必要である。

また、高度成長期以降集中的に整備された道路橋やトンネル等、老朽化対策が必要となる道路施設の増加が見込まれる中、国において道路法等を改正され、5年に1度近接目視による点検、診断、補修及び記録といったメンテナンスサイクルの実施が義務化されたが、地方においては、予算不足、人材不足、技術力不足が課題となっている。

よって、国は次の事項を実現するよう強く要望する。

- (1) 社会資本整備重点計画に基づき、著しく立ち遅れている町村道の整備を重点的に推進するとともに、地域生活に密着した道路整備が安定的に実施できるよう財政措置を充実すること。
- (2) 高規格幹線道路、地域高規格道路の整備及びこれに関連する幹線道路の整備を促進すること。
- (3) 国道・県道及び市町村道の均衡ある道路網の整備促進と維持管理のため、適切な財政措置を講じること。
- (4) 災害時に地域の孤立を防ぐために、各地域へのアクセス道の複数路線化を促進すること。
- (5) 未改良部分が多い山間地域に対して道路整備財源を重点的に配分すること。
- (6) 地震災害に強い道路づくりのために、耐震基準に満たない道路施設（橋梁等）整備に積極的な支援をすること。
- (7) 老朽化対策が必要となる施設の増加が見込まれる中、地方の予算不足、人材不足、技術力不足といった課題を解決できるよう支援をすること。

7 地域交通対策の推進

公共交通である鉄道とバスは、高齢者や児童・生徒などの交通弱者に配慮した、地域に最低限必要なサービスであり、住民の生活交通として重要なものである。このような公共交通の維持に係る経費については、地域全体で負担していくことが基本であるが、年々増加している現状であり、町村の財政を圧迫している。

よって、国は次の事項を実現するよう強く要望する。

- (1) 市町村自主運行バス等への財政支援
 - ① 路線バスは、地方に行くほど乗客数が減ることから、収支が赤字になることが多くなるため、地方の路線バスへの補助率の拡充を図ること。
 - ② 地域間幹線系統に重点化して維持対策費の補助を行っている事業採択要件の緩和を図ること。
- (2) 地方鉄道存続に向けた支援

存続が問題となっている不採算鉄道路線の沿線地城市町は鉄道事業者に対し利用者の増加・収支改善のため公的支援を実施しているところであるが、公共交通網の整備と維持については、一地方自治体の取り組みだけでは限界があり、広域で取り組むべき重要な問題

であると考える。また、現在の補助支援スキームでは、大手私鉄の不採算路線については、経営を分離し地方鉄道として再構築しなければ、車両更新などハード面での支援対象とは認められない。

高齢化社会を迎える、生活交通ネットワークの構築という観点からも鉄道は、その中核を成すものとして大変重要であるが、昨今の地方公共交通網衰退の流れは、地域活性化や高齢者の社会参加への妨げとなるものであり、その影響は計り知れないものがある。

よって、鉄道赤字路線の維持存続について、大手私鉄であっても、沿線市町が財政負担をして運行を維持している路線の場合は、第3セクターや地方鉄道と同様に補助支援が受けられるよう現行スキームを改正すること。

8 亜炭鉱廃坑対策の拡充

平成22年10月に発生した亜炭鉱廃坑の大規模陥没被害は、岐阜県の特定鉱害復旧事業等基金の原資を大幅に減らす要因となるとともに、大規模被害の復旧にあたって国、県、指定法人と市町村が連携した特定鉱害復旧事業の実施体制の確保の重要性を痛感させられた。

よって、国は次の事項を実現するよう強く要望する。

(1) 特定鉱害復旧事業制度の拡充

国において大規模被害の復旧により大幅に原資が減少している特定鉱害復旧事業等基金の補てん及び積み増しを早急に実施し、恒久的な復旧対策を確立すること。

(2) 特殊地下壕等対策事業の亜炭鉱廃坑対策の一般制度化及び財政支援

南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災モデル事業終了後も、国及び県による亜炭鉱廃坑の実情把握のための調査や陥没予防対策事業へ取り組めるよう特殊地下壕等対策事業で亜炭鉱廃坑対策事業が実施できるよう一般制度化すること。

また、一般制度化された特殊地下壕等対策事業で亜炭鉱廃坑対策事業を実施した場合には、補助率の嵩上げや交付税措置等の財政支援により、さらなる町村負担の軽減をはかること。

(3) リニア残土を活用した亜炭鉱廃坑対策

2027年開業に向けてリニア中央新幹線の建設が始まったが、岐阜県内においてもリニア中央新幹線建設により排出される残土が大量に発生すると考えられる。リニア残土の亜炭鉱廃坑対策への活用については、建設残土のリサイクルや亜炭鉱廃坑対策の面からも特に有効な手法と考えられることから、リニア建設残土を想定した建設残土の亜炭鉱廃坑充てん材への活用についての本格的な研究事業を創設すること。

【一般要望】

I 地方分権改革関係

1 道州制は絶対に導入しないこと

道州制については、政府・国會議員や財界主導により、導入に向けた議論が依然としてあり、与党においても導入を目指す動きをみせているが、全国町村会は、平成20年より一貫して反対している。

今なぜ道州制なのか。道州制は、今後の国と地方のあり方の根本にかかわるものであるにもかかわらず、これまでの道州制論議は、平成の大合併の検証や国民的議論が行われていなかつて、現行の都道府県制度にどういった問題点があるのか、また、道州制を導入することによって、一体何をもたらすのか、さらには、道州制において国と道州、基礎自治体の具体的な役割、税財政制度等について明らかにされないまま、あたかも今日の経済社会の閉塞感を打破しうるような変革の期待感だけを先行させ、主権者たる国民の感覚から遊離したものとなっており、実態の見えないまま道州制が導入されかねない懸念がある。

道州制は、地方分権の名を借りた新たな集権体制を生み出すものであり、地域の実態や住民の意向を顧みることなく市町村の再編を強いることになりかねないばかりか、大都市圏への更なる集中を招き、道州の中心部と周縁部の格差が一段と拡がることが危惧される。どの地域においても、住民が安心して暮らせる国土形成が必要であり、それを担っているのが、住民の顔が見える市町村の責務でもある。

よって、国は町村がこれまで果たしてきた役割を十分に認識し、道州制を絶対に導入しないこと。

II 町村財政対策関係

1 地方債の充実改善

町村では、懸命に自主財源の確保及び人件費や投資的経費など歳出を削減して財政改革に取り組んでいるところであるが、町村は資金調達力が弱いこと等を踏まえ、長期・低利の公的資金を安定的に確保することが必要である。

よって、国は次の事項を実現するよう強く要望する。

- (1) 町村が、防災・減災対策の強化、公共施設の老朽化対策及び地域の活性化への取り組み等を着実に推進できるよう、地方債の所要額を確保するとともに、町村は資金調達力が弱いこと等を踏まえ、長期・低利の公的資金を安定的に確保すること。
- (2) 臨時財政対策債による臨時の措置を早急に撤廃し、本来の地方交付税により総額を確保すること。
- (3) 地方債発行時に約束された元利償還金にかかる基準財政需要額への算入額は、縮減・廃止しないこと。

III 地震防災対策関係

1 火山防災対策の推進

昨年9月に突如として起きた御嶽山の噴火は、多くの登山者が犠牲になったところである。

岐阜県には5火山が存在し、それぞれの地域で火山防災協議会を設置し、ハザードマップの作成、噴火警戒レベルの運用、避難計画の作成を進めているところである。

一方登山者の安全確保対策については、リーフレットによる啓発やヘルメット持参の呼びかけ、あるいは避難小屋などの備え付けを図っていくことが重要であるが、山頂付近でのシェルター設置が最も有効策である。

よって、国は、国の政策として火山山頂付近にシェルターを設置するよう要望する。

IV 少子化対策関係

1 少子化対策の推進

現在、わが国における急速な少子化の進行は、地域活力の低下や生産年齢人口の減少など、将来の社会構造に大きな影響を与えるものであり、このことが地域や家庭等において、安心して子育てができないという社会環境に大きく起因していると考えられる。このため、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、育成されるための次世代育成支援行動計画における対策を推進するとともに、全ての子育て家庭における養育支援や地域における子育て支援の強化が強く求められていることから、町村に対する新たな財政支援の明確な枠組みを構築する必要がある。

よって、国は次の事項を実現するよう強く要望する。

(1) ライフステージに応じた総合的対策

若年層の未婚化・晩婚化の顕著な傾向の背景にある厳しい経済・雇用環境の改善をも視野に入れた子育てに伴う経済的な負担の軽減、若者や女性の雇用環境の改善及び地域で安定した収入を得られる産業振興策等を含めたトータルプランに取り組むこと。

(2) 平成27年4月から「子ども・子育て支援制度」が開始されたが、認定こども園への移行に伴う施設整備や保育士の増員など財政負担が過重となるため、恒久的な財源措置を創設すること。

(3) 保育所運営費については、国庫補助負担金の一般財源化に伴い、交付税措置となったところであるが、保育所は維持していくなければならない地域の子育ての拠点であり、今後も様々な住民ニーズに対応し、地域の実情に合わせた保育所運営を行うために、民間保育所と同等に多様なサービスを提供する必要がある。

このため、町村の子育て支援策実施の財源となっている「安心こども基金」を平成28年度以降も継続すること。

(4) 乳幼児医療費無料化制度を創設すること。

V 福祉・医療関係

1 介護保険制度の広域化の推進及び公費負担の見直し

介護保険制度は利用者が増加の一途を辿り、これに伴い給付費も急速に増大している。こうしたことから、今般の介護保険法の改正により、利用者負担額の見直しや予防給付の一部を地域支援事業に移行するなど、同制度は新たな局面を迎える。利用者が出来る限り住み慣れた地域で、安心して地域の特性に応じた多様なサービスを継続して受けられるよう、地域包括的ケアシステムの推進とともに、同制度の円滑かつ安定的な運営をはかることが喫緊の課題である。

よって、国は次の事項を実現するよう強く要望する。

(1) 介護保険制度の広域化

市町村国保と同様に、保険料の賦課・徴収、介護認定、保険給付等の業務をより広域化することにより、市町村の事務処理の効率化、コストの削減とサービス基盤の確保もしやすくなり、健全な運営が可能になることから、都道府県単位の広域連合組織等での運営を推進するなど広域化をはかること。

(2) 介護保険制度の公費負担の見直し

高齢者の増加に伴い、介護保険制度のサービス利用者が増加しており、これに伴いサービス費用もまた急速に増大している。このまま推移すればほとんどの被保険者は、保険料が増加することになるが、特に、第1号被保険者が負担する保険料の割合は大きくなると予測される。際限なく値上げしていくことは、住民の理解が得られないため、保険料算定方法の見直し及び介護保険料の公費負担割合の引き上げについて、支援措置を講じること。

また、低所得者の保険料の軽減を強化しつつ、遺族年金などすべての年金受給者について、特別徴収が可能となるようにすること。

(3) 要介護度による特養入所制限の規制緩和

平成27年度からの介護保険制度の改正により、介護度による特養への入所制限や要支援者の介護保険からの切り離し等利用者の利用が制限されないように規制の緩和をすること。

2 地域医療の確保

地域医療の要となる自治体病院においては、医師不足による稼働率の低下と外来入院患者数の減少に歯止めがかからない状態であり、もはや「地域の医療は、地域で守る」では限界がある。

よって、国は次の事項を実現するよう強く要望する。

- (1) 自治医科大学卒業医師の派遣を希望する町村に対し、べき地医療体制の確立の立場から、その希望が叶うよう医師を確保すること。また、単独で確保が困難な専門医の派遣について配慮すること。
- (2) 災害医療備品の整備にあたって、財政的な支援すること。

(3) 医師等の継続的な確保に向けた、修学資金貸付制度を拡充すること。

3 胃がん検診の安全性の確保

胃がん検診において、昨今、高齢化が原因と思われる偶発症（重い便秘症、意識消失、擦過傷など）が発生している。現在実施している胃バリウム検査は、一定の成果は望めるが、高齢者にはそぐわない面を持ち合せていると考えられる。

しかし、胃がん検診対象者の年齢制限や胃カメラ実施については、各市町村の判断に委ねられており、安全性について懸念があるのが現状である。

よって、国は今後も高齢受診者の増加が予想される中、精度が保証され、安全かつ効率的な、高齢者に優しい検診を実施するため、対象年齢の上限設定した胃カメラ検査の導入を全国統一で実施するよう要望する。

VI 教育・文化・スポーツ関係

1 教育行政の推進

地域を担う子どもたちが心身共にたくましく、健全に育成するためには、安全かつ快適で特色ある教育環境づくりが重要である。

子どもを取り巻く学習環境の悪化や学習能力の低下が社会問題となる中、子育て環境整備の一環である、地域と連携した学習環境の充実強化は少子化対策にもつながるものである。多くの教育関係補助金が交付税による一般財源化される中、各自治体は厳しい財政状況においても、学習環境の充実に積極的に取り組んでいる。

よって、国は次の事項を実現するよう強く要望する。

(1) 問題を抱える子どもたちの自立支援体制の充実

発達障がいの児童生徒数は一般的には6.5%ほどで年々増加傾向にある。一人一人へのきめ細やかな指導・支援や、学級集団が安定するために、町村費で支援員を雇用しているが、その人材確保とともに人件費の増嵩による財政負担が大きくなっている。インクルーシブ教育の推進にも関連するため、一層の県費負担による支援をすること。

(2) 英語教育の充実

平成23年度から必修化された小学校外国語活動をより一層推進するために、外国語免許を有する教員の小学校への配置強化やALTを主指導者とする等を検討すること。

(3) 栄養教諭配置の改善

栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準は、児童生徒数1,500人以下は1名、児童生徒数1,501人から2名配置となっており、受配校数は考慮されていない。

しかし、多くの町村は、学校給食の共同調理場方式をとっており、多数の小・中学校へ学校給食の提供を行っている。

また、共同調理場での給食管理業務内容は多く、食物アレルギーへの対応も行っている中で、受配校への食育の充実を図っていくことは難しい状況となっている。

よって、栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準を、安全な学校給食の実施及び充実した食育を円滑に進めていくために、児童生徒数だけでなく受配校数も考慮した基準に見直すこと。

(4) 少人数学級制度の拡充

① 平成24年9月に「子どもと正面から向き合うための新たな教職員定数改善計画案（平成25～29年の5カ年計画）」が策定され、平成29年度までに、中学校3年までの35人学級の実現を計画し、また、いじめ問題への対応、教育格差是正のための学習支援、特別支援教育への対応として、個別の教育課題に対応した教職員の充実も計画された。

よって国民の教育向上の期待に応え、小中学校全学年の35人以下学級を早期に実現すること。

② 35人以下学級が実現した場合、学級数が増加することも考えられるため、施設整備に対する補助施策の充実を図ること。

③ 教育現場では小規模校になるほど、教職員の休暇や研修等出張時の代替補充など、校務分掌の兼務が著しく複数の分掌をかかえ激務となっている。教務主任、生徒指導は担任以外の教諭で割り当てできるよう見直しを図り、少人数指導は、講師を主要教科すべてに配置すること。また、近年問題となっている「小1プロブレム」の解消を図るため、小学校1年生に複数教諭又は講師を配置すること。

(5) 山間辺地の学校及び児童生徒を守るために支援の拡充

① 国の新公立義務教育諸学校教職員定数改善計画では、小学校の複式学級の学級編成標準を現行の16名から14名（1年生を含む場合は現行の8名から6名）に引き下げ、中学校では複式学級の解消が計画されているが、山間辺地の小規模校を存続させるためにも早期に実施すること。

② 近くに高校がない山間部の子どもの進学は、都市部と比べて親の経済負担は大きい。

よって、都市部の高校に通う生徒や、その保護者の不平等感を軽減する返済義務のない給付型奨学金制度の創設、また高校の再編については都市部との格差是正を図ること。

③ 望ましい通学距離について国の基準は小学校は4キロメートル以内とされているが、これを超える生徒に対してはスクールバスの運行や路線バス利用者への遠距離通学費補助により対応している。しかし近年の少子化により集団登下校ができない地域が発生しており、通学距離に関わらず、路線バスを利用するなど、児童生徒の安全確保のための対策が求められている。

よって、児童生徒の通学における安全確保のために路線バスを利用する保護者の負担軽減を図るため、通学費補助に対する財政支援をすること。

(6) 放課後児童クラブの拡充

① 児童クラブの利用者は増加する一方であることから、町村の負担軽減のため、指導員の常勤配置に伴った補助単価、補助率の拡大を図ること。

② 町村の負担軽減のため、必要な施設・設備を明らかにし、補助基準額を増額すること。

(7) 学校施設整備事業に係る補助基準の見直し

学校施設環境改善交付金は、平成27年度の文部科学省の予算状況も厳しく、公立小中学校の耐震化事業を優先に採択しているため、学校給食施設及び空調設備の整備のような優先順位の低い教育環境の改善事業は不採択となっている。

児童・生徒の快適な教育環境の確保のため、学校給食施設の整備及び普通教室等にエアコンが早期に設置できるよう、学校施設環境改善交付金の整備計画どおりの採択と現行の国庫補助制度の補助率及び補助対象の拡充を図ること。

また、その他の学校施設整備に係る補助基準単価等の見直しについても早急に実施すること。

VII 交通・通信の整備、情報化関係

1 社会保障・税番号制度の円滑な導入

国民の給付と負担の公平性、明確化を確保し、国民の利便性の更なる向上、行政の効率化、スリム化を図ることを目的として、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されたところであるが、これにより既存システムの改修等の必要がある。

また、国は、日本年金機構の情報流出問題を受け市町村に対しセキュリティ対策を講じるよう要請しているが、これらの対策には多額の経費が見込まれる。

よって、町村の既存システムの改修をはじめ番号制度の導入・運用にあたっては、町村に超過負担が生じないよう国の責任において財源を確保するよう要望する。

VIII 治水対策・砂防事業関係

1 災害から守るための河川の整備促進

近年、集中豪雨あるいはゲリラ豪雨と呼ばれる激しい降雨により、毎年のように河川の氾濫がおき、死者や行方不明者が出ていたりする状況である。

国においては、未整備区間での改修が順次進められているが、まだまだ十分といえる状況ではない。

河川整備は地域住民の生活、生命財産を守り安心して生活することができる地域社会の形成に繋がる正に地域創生の要である。

よって、国は次の事項を実現するよう強く要望する。

- (1) 河川改修、維持管理に係る費用の財源を確保すること。
- (2) 直轄河川改修事業及び一級河川改修事業への予算の重点配分をすること。
- (3) 河川法の法定外河川である普通河川は有効な補助事業がなく、町村の財源により整備を進める状況にある。また、河川法に定められる準用河川への指定と整備を進めることは、農村地域に生活する住民への大きな負担を強いるものとなり、必ずしも有効な手法ではないことから、一定規模の普通河川の整備事業に対する補助及び交付金制度を創設すること。
- (4) 河川整備計画に基づき、内水対策として計画排水量を確保すること。

2 新丸山ダム建設事業の促進

新丸山ダム建設については、国土交通省方針として建設継続を決定したことから、国は速やかに本体工事に着手するよう要望する。

3 砂防事業の推進

本県は県土の82%を山地（森林）が占め、土石流やがけ崩れ等により、過去幾度となく被害に見舞われてきた。近年、短期的・局地的豪雨は増加傾向にあり、豪雨による土砂災害は全国各地で頻繁に発生し、その規模も被害も甚大である。

砂防関係事業は、土砂災害から生命・身体を守り、安全安心を確保するための、最も優先して推進すべき根幹的な事業である。

よって、国は次の事項を実現するよう強く要望する。

- (1) 砂防事業推進のための財源を確保すること。
- (2) 急傾斜地崩壊対策工事を推進すること。
- (3) 経年により既存の砂防施設の機能が低下しつつあるため、施設の長寿命化のための整備促進を図ること。

IX 生活環境施設関係

1 簡易水道施設整備費補助制度の充実

簡易水道は、安全で安心な水を提供するとともに、消防水利としての役割も担い、住民生活と福祉の向上に務めているが、一方では施設の老朽化が進み、増補改良や基幹改良などの改良事業の必要性が切迫しているにもかかわらず、給水人口の減少から料金収入に影響を及ぼし、経営を圧迫しているのが現状である。

また、国においては簡易水道の統合計画を推進しているが、中山間地域の小規模簡易水道は構造的に合理化が難しく、事業統合しても単に規模が大きくなるだけで劣悪な地理的条件や脆弱な経営基盤が改善されるわけではない。

よって、国は次の事項を実現するよう強く要望する。

- (1) 耐震化事業や基幹的施設改良事業に伴う国庫補助採択要件を緩和すること。
また、国庫補助率の拡充を図ること。
- (2) 簡易水道の給水人口の定義を現行の5千人以下から2万人以下に引き上げ、統合前の簡易水道と同様に国庫補助対象とすること。

2 高度処理対策の推進

都市化の進展や生活様式の変化等により水質汚濁負荷は高まっているが、下水道の推進により公共用水域の水質環境基準の達成率は横ばい傾向で推移している。しかしながら、近年の社会情勢の変化により、公共用水域の環境改善には、より一層の水質向上を図る必要がある。

汚濁物質の中でも窒素やリンなどの栄養塩類は、富栄養化の要因となり、特に湖沼や内湾等の閉鎖性水域では、水産業等へ深刻な影響を及ぼすものである。そのため、閉鎖性水域の上流に位置する下水道事業者においては、早急にこれらの除去に努めるよう、高度処理法の導入などが流域別下水道整備総合計画にも位置付けられている。しかし高度処理法の導入は、施設の改造および設備の導入、維持管理費など多大な費用を要するものである。

さらに、地方部の町村においては、下水道普及率向上が最も重要な課題であり、効率性に配慮しながら管路整備を継続的に進めることも必要である。

よって、国は高度処理導入に係る国庫補助率を引き上げるよう要望する。

3 合併浄化槽設置の普及推進

下水道によるし尿処理や水質向上対策が不利な山間地域にあっては、合併浄化槽の設置に頼らざるを得ないのが現状であり、生活環境の改善、河川の環境保全を図るための有効な方法である。

合併浄化槽の設置費用については、国庫補助制度を活用し普及に努めているところであるが、現状の国庫補助制度の基準額が低いため、町村費の上乗せ補助を行って個人負担を軽減し普及促進を図っているが、今以上に普及率を高めるには、高齢者家庭や生活弱者家庭が設置しやすい制度が必要である。

よって、国は合併浄化槽設置に対する国庫補助基準額を引き上げるよう要望する。また、住宅立地の関係上、工事費が大きくなる家庭もあるため、補助対象事業費について一定の基準のみでなく実績による基準の引き上げを要望する。

X 農業・農村振興対策関係

1 農業・農村対策の推進

農村は農業所得の減少や地場産業の衰退などから人口の減少、高齢化といった厳しい現状にあるが、食料の供給や国土の保全等の多面的機能の維持等、農業・農村の再生と進行は極めて重要な課題である。

新たな食料・農業・農村基本計画を踏まえ、地域がそれぞれの特徴を活かした農業政策を実施し、農村が将来にわたり持続できるようにすることが必要である。

よって、国は次の事項を実現するよう強く要望する。

(1) 県営農村振興総合整備事業及び県営中山間地域総合整備事業の促進

高齢化の進む中、農業の振興を図っていくためには、県営農村振興総合整備事業及び県営中山間地域総合整備事業は必要な制度であるため、事業の新規採択、促進および補助率を堅持すること。

(2) 農業・農村に対する多面的機能支払交付金の促進

多面的機能が今後とも適切に発揮され、担い手の育成等構造改革を後押ししていくためにも多面的機能支払交付金制度の促進及び補助率を堅持すること。

(3) 中山間地域直接支払制度の拡充

中山間地域直接支払制度は、農業生産条件の不利益な中山間地域に必要な財源であることから、交付単価を増額すること。

(4) 青年就農給付金制度等の指定要件の緩和

青年就農給付金制度等の各種補助事業について、近年、人・農地プランへの位置付けを補助対象者の要件とする補助事業が増えてきているが、青年就農給付金（経営開始型）については、就農する青年と地域の関係によりプランが作成できないことも考えられる。

よって、意欲ある就農青年を支援するためにも事業内容との整合性を図ること。

(5) 農地中間管理事業の財源の確保

平成26年度から始まった農地中間管理事業について、機構集積協力金が用意されているが、要望に対して予算額が少ないため、農地中間管理機構を活用しても、機構集積協力金の対象とならない、対象となっても年度が先送りされ、単価が低くなることもある状況である。また、地域集積協力金は地域で活用する交付金であるため、農業経営に生かされる交付金であるのに対し、経営転換協力金・地域集積協力金は農地の貸手個人に支払われるため、使途が必ずしも農業経営に生かされるものでは無いと考えられる。このため、農業経営に活用される地域集積協力金を重視するとともに、必要な予算額を確保すること。

(6) 耕作放棄地対策事業の推進

現在の農地中間管理機構の奨励制度は貸手への保護制度であり、急峻な地域の農地、法面を守り抜く借手への奨励制度を拡充すること。

(7) 集落営農事業の推進

町村単独で支援している集落営農事業についても、国、県及び町村が一丸となって集落営農事業を推進できるよう制度を拡充すること。

2 野生鳥獣被害防止対策の推進

野生鳥獣による農作物等の被害は、市街地にまで拡大するなど町村だけでは解決が困難な「災害」のレベルまで達している。特に最近は、ニホンザルやアライグマ、ヌートリアなど、被害を及ぼす獣類も多種に及んでおり、農作物の被害も年々増加している。一方、駆除を委託している有害鳥獣駆除従事者は高齢化等により減少し、被害に歯止めがかからない状況である。

よって、国は次の事項を実現するよう強く要望する。

(1) 鳥獣被害防止総合支援事業の継続及び必要な予算額を確保すること。

また、この支援事業により整備を行った鳥獣被害防止施設について、自然災害や鳥獣による破損により修繕が必要な状況であるため、修繕用資材費等を補助金の対象とすること。

(2) 鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業の捕獲奨励金支払いについて、捕獲の現地確認ができない場合の確認方法を、写真のみにする等の簡素化を図ること。

X I 森林・林業振興対策関係

1 森林整備の推進

森林地域に立地する林業や山村地域は、林産物の供給のみならず、国土の保全や水源かん養等の多面的機能を有しているが、過疎化・高齢化や林業従事者の減少、間伐の遅れによる森林荒廃等が長期化し、極めて厳しい状況が続いている。

このような中、魅力ある地域を創生するためには、新たな木材需要の創出、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築等により、林業の成長産業化を実現し、人口減少が進む山村地域に産業と雇用を生み出すことが重要である。

また、森林の整備・保全を通じた森林吸収源対策を推進し、多面的機能の維持・向上により、美しく伝統ある山村を次世代に継承することが必要である。

よって、国は次の事項を実現するよう強く要望する。

(1) 林業産業化を推進するための森林整備の補助事業の拡充

成熟しつつある森林資源を活用し林業の産業化を推進するため、森林整備の補助事業を拡充すること。

(2) 森林整備地域活動支援交付金事業の推進

森林整備地域活動交付金による山林境界の調査、森林経営計画の樹立は、これから森林の活用に必要不可欠な事業であり、対象森林の見直し等制度を拡充すること。

(3) 森林整備加速化・林業再生事業の延長及び拡充

森林整備加速化・林業再生事業については、平成27年度において森林整備加速化・林業再生交付金事業として延長がなされたところではあるが、このまま事業が終了すれば、森林・林業の再生に向けた取り組みが著しく後退することが危惧されるため、森林整備加速化・林業再生事業の拡充及びさらなる延長と、森林・林業の再生に必要な財源を安定的に確保すること。

(4) 間伐材搬出及び危険木除去に対する支援

山林の荒廃防止、景観の整備及び災害防止につながる間伐及び間伐材の搬出を、強靭な国土づくりとして支援すること。

また、松くい被害等により危険木となっている枯れ松の除去事業について支援すること。

X II エネルギー対策関係

1 水源地域の振興対策の拡充

水力発電施設・ダム等所在市町村は、人々の生活に欠かすことのできない「水」の供給という重要な公益的な役割を担っている。また、水力発電施設は、自然エネルギーを活用したクリーン電力供給施設として、国民生活の向上、経済の発展等に多大な貢献をしているところであり、今般の大震災や原発事故を契機に、改めてその重要性が認識されている。

しかしながら、中山間地域にある水力発電施設・ダム等所在市町村の多くは、過疎化や高齢化の進行、財政基盤の脆弱化等によって地域の活力が失われつつある状況にある。

よって、国は安定的な水力発電を維持するために、電源立地地域対策交付金（水力交付金）制度を法律に基づく恒久的な制度とするよう要望する。

また、平成23年度の水力交付金の交付期間延長に伴い引き下げられた交付金単価を平成22年度水準以上に引き上げるとともに、必要な財源を確保するよう要望する。

2 住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金の復活

環境と共生する循環型社会の形成を目指し、自然エネルギーの利用を促進することで地球温暖化防止、新エネルギーの導入を推進するため、住宅用太陽光発電システム設置者に対し町村において独自に補助金を交付しているが、平成26年3月末をもって国の補助金が終了したことにより整備が鈍化し、自然エネルギーの有効利用が進まなくなるおそれがある。

よって、国は住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金を復活するよう要望する。

3 公共施設の低炭素化に係る財政措置

町村は、災害時には住民の生命財産を守る責任があり、特に避難所は、災害対応の中核施設となることから、再生可能エネルギー技術をはじめ、燃料電池、蓄電池、LPGガスバルク等の防災技術を総合的に組み合わせ、災害時においても一定期間エネルギー等が自給できる「再生可能エネルギー活用自立型避難所」の構築が必要である。

また、避難所は防災センターとしての機能のみならず、平常時には、地域のお年寄りから子どもまでの幅広い年齢層が集い、交流できる地域コミュニティ施設にも活用できる。

よって、国は、災害対策に限らず、温室効果ガスの削減、エネルギーの分散化と地産地消という観点から、強力に再生可能エネルギーの普及促進に向けた財政支援枠を拡充するよう要望する。

X III その他

1 過疎対策事業債の必要額の確保

国は過疎市町村が「過疎地域自立促進計画」に基づいて行う各種事業の経費の財源となっている過疎対策事業債の必要額を確保するよう要望する。

また、元利償還に係る交付税算入率の拡大を図るよう要望する。

2 地籍調査事業の推進

地籍調査の進捗率は、全国平均で51%（平成26年度末）となっているが、岐阜県下では約16%と、全国平均に対して著しく遅れているのが現状である。

地籍調査事業の成果は、国土の実態把握はもとより公共事業の用地取得経費の軽減、各種公共事業の基礎となるもので、固定資産の適正化、さらに東日本大震災においては、復旧・復興のための貴重な土地情報として寄与するなど、まちづくりの観点からも極めて重要な事業であることは言うまでもない。

よって、国はこの事業に対する市町村の負担軽減のため、国庫負担率の引き上げ及び、その成果の一部が地籍調査に活用できる山村境界基本調査等の国事業を拡充するよう要望する。

3 公共施設の耐震化等に対する補助の拡充

自治体の公共施設は、おおむね建設後数十年が経過するなど老朽化が進んでおり、さらには、この先危惧される万一の災害時において避難所等としての機能を果たす必要があることなどの面からも、老朽化・耐震化等の対策は不可欠である。

公共施設の老朽化・耐震化に際しては、学校関連施設など補助事業の対象となるものもあるが、一方で、単独事業として対応しなければならないものもあり、施工にあたって多額の費用が必要となる面から、財政的に非常に厳しいものがある。

よって、国は公共施設の老朽化・耐震化対策を推進するため、新たな補助制度を構築・拡充するよう要望する。

4 社会資本整備総合交付金の確保及び都市再生整備計画事業の拡充

自治体が事業を推進する上で、社会資本整備総合交付金は有効な財源であるが、交付金の配分が制限され、事業の推進に支障が生じている。

よって、国は円滑に事業が推進できるよう安定的な財源を確保するよう要望する。

また、都市再生整備計画事業の対象要件が狭まり、地方自治体の創意・工夫を凝らしたまちづくりの推進に対し、財源の面でも懸念されるため、ハード・ソフトの両面から幅広く活用できる制度へ拡充するよう要望する。

5 所有者不明の不動産に係る関連法等の整備

近年、不動産（土地及び家屋）を相続放棄しその所有者が不在となる事例が増えている。

所有者のいない土地、建物は、荒れ放題で、特に建物については、将来、崩壊による危険家屋となることが危惧されている。

法律により、それぞれ相続財産管理人、不在者財産管理人を選任し財産の処分をすることは可能であるが、家庭裁判所による管理人の選定までには、時間や費用もかかる。

よって、国は管理人の選定手続きの簡略化、手続きに係る事務経費や弁護士費用などへの支援制度を創設するよう要望する。

また、所有者不明の不動産については、固定資産税を徴収することができないため、将来に亘り自治体として税収に支障をきたす恐れがあるため、税収の確保、的確な賦課を考慮した上で、適正な措置を講じるよう要望する。

6 クロバネキノコバエの大量発生への対策

一昨年から県内各地でクロバネキノコバエが大量発生しており、本年も同様の状況になっ

ている。大量発生することにより、不快ストレスを感じ、飲食業者では衛生環境上で営業上の死活問題にもなっている。

よって、国はクロバネキノコバエの発生源の特定、駆除対策のための必要な措置を講じるよう要望する。